

平成29年度第2回下水道事業審議会

第1回審議会の質問事項の回答

第1回下水道事業審議会における質問内容

1. 小川委員……市川市の下水道料金体系について
2. 小野委員……仮に使用料単価を153円から160円に上げた場合の一般家庭への影響について
3. 澤田委員……地方債（借金）の役割について

下水道使用料算定基準（1か月当たり）

区分	汚水排除量(上水道の使用水量)	料金単価 (税抜き)
一般汚水	(基本料金) 10 m^3 以下の定額部分	
	総汚水排除量が100 m^3 以下の場合	900円
	総汚水排除量が101 m^3 以上の場合	1,800円
	(超過料金) 11 m^3 から 20 m^3 まで	143円
	1 m^3 単位 21 m^3 から 30 m^3 まで	163円
	31 m^3 から 50 m^3 まで	188円
	51 m^3 から 100 m^3 まで	227円
	101 m^3 から 500 m^3 まで	274円
	501 m^3 から 1,000 m^3 まで	318円
	1,001 m^3 から 2,000 m^3 まで	363円
2,001 m^3 から	410円	

2

【算出例】 使用水量が2カ月で60 m^3 の場合
8月請求分（6・7月分）の使用水量60 m^3 の場合、
使用水量を2分の1ずつに分けて1か月ごとに計算します。

6月分 30 m^3

段階別水量（累進従量制）「各段差水量」			
(基本料金)	10 m^3 以下	「10 m^3 」	基本料金：900円
(超過料金)	11 m^3 から 20 m^3 まで	「10 m^3 」	10 m^3 ×1 m^3 単価 143円 = 1,430円
	21 m^3 から 30 m^3 まで	「10 m^3 」	10 m^3 ×1 m^3 単価 163円 = 1,630円
	合計算出額	30 m^3 (月あたり)	3,960円
			3,960円 × 消費税1.08% = 4,276円
	6月分(1か月)		使用料 4,276円

7月分 30 m^3

段階別水量（累進従量制）「各段差水量」			
(基本料金)	10 m^3 以下	「10 m^3 」	基本料金：900円
(超過料金)	11 m^3 から 20 m^3 まで	「10 m^3 」	10 m^3 ×1 m^3 単価 143円 = 1,430円
	21 m^3 から 30 m^3 まで	「10 m^3 」	10 m^3 ×1 m^3 単価 163円 = 1,630円
	合計算出額	30 m^3 (月あたり)	3,960円
			3,960円 × 消費税1.08% = 4,276円
	7月分(1か月)		使用料 4,276円

8月請求分の 6・7月分 下水道使用料合計 8,552円

3

下水道使用料の例

- 使用水量 20m³の場合 1,944円
- 使用水量 40m³の場合 5,032円
- 使用水量 60m³の場合 8,552円

累進従量制となっているため、単純に倍の料金とはならない。

4

下水道使用料 算定基準(1か月当たり)

使用料単価
153.65円の場合

使用料単価
160円の場合

区分	汚水排除量(上水道の使用水量)	料金単価 (税抜き)	料金単価 (税抜き)
一般汚水	(基本料金) 10m ³ 以下の定額部分		
	総汚水排除量が100m ³ 以下の場合	900円	937円
	総汚水排除量が101m ³ 以上の場合	1,800円	1,874円
	(超過料金) 11m ³ から 20m ³ まで	143円	148円
	1m ³ 単位 21m ³ から 30m ³ まで	163円	169円
	31m ³ から 50m ³ まで	188円	195円
	51m ³ から 100m ³ まで	227円	236円
	101m ³ から 500m ³ まで	274円	285円
	501m ³ から 1,000m ³ まで	318円	331円
	1,001m ³ から 2,000m ³ まで	363円	377円
2,001m ³ から	410円	426円	

使用料単価(153.65円) ÷ 使用料収入(4,800,095,525円) ÷ 有収水量(31,240,983m³)

使用料収入(4,998,557,280円) = 使用料単価(160円) × 有収水量(31,240,983m³)

使用料単価を160円に上げて使用料収入見込み額を計算し、伸び率を算出(104.13%)。

その伸び率を算定基準の料金単価に掛け合わせて、実質影響額を算出。

5

仮に使用料単価を153.65円から160円に上げた場合の一般家庭への影響について
 (有収水量が同数値であり、どの使用水量にも同率で使用料を上げた場合を仮定)

使用料単価を160円に上げた時 (有収水量: 31,240,983m³)

使用水量	現状	使用料単価を160円に上げた場合	実質影響額
20m ³	1,944 円	2,024 円	+ 80 円
40m ³	5,032 円	5,220 円	+ 188 円
60m ³	8,552 円	8,870 円	+ 318 円

使用料単価160円に上げた場合

【算出例】 8月請求分(6・7月分)の使用水量60m³の場合、
 使用水量を2分の1ずつに分けて1か月ごとに計算します。

6月分 30m³

段階別水量 (累進従量制) 「各段差水量」			
(基本料金)	10m ³ 以下	「10m ³ 」	基本料金 : 937 円
(超過料金)	11m ³ から 20m ³ まで	「10m ³ 」 10m ³ ×1m ³ 単価	148円 = 1,480 円
	21m ³ から 30m ³ まで	「10m ³ 」 10m ³ ×1m ³ 単価	169円 = 1,690 円
	合計算出額	30m ³ (月あたり)	4,107 円
			4,107 円 × 消費税1.08% = 4,435 円
	6月分(1か月)		使用料 4,435 円

7月分 30m³

段階別水量 (累進従量制) 「各段差水量」			
(基本料金)	10m ³ 以下	「10m ³ 」	基本料金 : 937 円
(超過料金)	11m ³ から 20m ³ まで	「10m ³ 」 10m ³ ×1m ³ 単価	148円 = 1,480 円
	21m ³ から 30m ³ まで	「10m ³ 」 10m ³ ×1m ³ 単価	169円 = 1,690 円
	合計算出額	30m ³ (月あたり)	4,107 円
			4,107 円 × 消費税1.08% = 4,435 円
	7月分(1か月)		使用料 4,435 円

8月請求分の 6・7月分 下水道使用料合計 8,870円

地方債の役割について

(1) 住民負担の世代間の公平

- ①下水道施設は耐用年数が長く、その効用が長期間に及び現在の住民だけでなく、将来世代にも便益が及ぶこととなる。
- ②元利償還金（借金の返済）を後世代の住民にも負担してもらうことで、現世代との公平が保てる。

(2) 財政収支の年度間調整

- ①多額の事業費を必要とする事業については、地方債の活用により、財源確保が可能となり、円滑な事業執行が可能となる。
- ②後年度に耐用年数に合わせた償還とするため、平準化ができ、計画的な財政運営が可能となる。

〈参考〉

・下水道事業 30年 ・小中学校校舎 25年 ごみ処理施設 15年